

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 21日

枚方市長 殿



住 所 大阪府枚方市新町2丁目3番1号

提出者

氏 名 学校法人 関西医科大学

理事長 山下 敏夫

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-804-0101

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	関西医科大学附属病院
事業場の所在地	大阪府枚方市新町2丁目3番1号
計画期間	令和 ⁴ 3年4月1日～令和 ⁵ 4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	83：病院
② 事業の規模	751床
③ 従業員数	1841人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料1の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
添付資料2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	排出量	2 t	0.0002 t
	（これまでに実施した取組） ・感染性廃棄物（廃プラスチック類）については、破砕滅菌処理装置にて破砕滅菌を行い、感染性廃棄物の排出量を減らしている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	排出量	2 t	0.0002 t
	（今後実施する予定の取組） ・特別管理産業廃棄物の中に一般廃棄物が混在しないように更なる分別の徹底を行う。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・金属類（注射針を含む）については専用容器に入れ、一般廃棄物と混在しないように区別して保管している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・より一層の分別の徹底を行う。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③感染性廃棄物	④汚泥（有害）		
402 t	0.000205 t	t	t

②計画

③感染性廃棄物	④汚泥（有害）		
402 t	0.000205 t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・感染性廃棄物（廃プラスチック類）については、破碎滅菌処理装置にて破碎滅菌を行い、感染性廃棄物の排出量を減らしている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・現状通り		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③感染性廃棄物	④汚泥（有害）		
0 t	0 t	t	t

②計画

③感染性廃棄物	④汚泥（有害）		
0 t	0 t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③感染性廃棄物	④汚泥（有害）		
0 t	0 t	t	t
0 t	254 t	t	t

②計画

③感染性廃棄物	④汚泥（有害）		
0 t	0 t	t	t
0 t	254 t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	全処理委託量	2 t	0.0002 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2 t	0.0002 t
	再生利用業者への処理委託量	2 t	0.0002 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・産業情報ネット等の情報を参考に、委託基準を遵守できる産業処理業者を選定しており、定期的に処理状況の現地確認を行っている。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

③感染性廃棄物	④汚泥（有害）		
0 t	0 t	t	t

②計画

③感染性廃棄物	④汚泥（有害）		
0 t	0 t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③感染性廃棄物	④汚泥（有害）		
148 t	0.000205 t	t	t
148 t	0.000205 t	t	t
0.106 t	0.000205 t	t	t
0 t	0 t	t	t
148 t	0 t	t	t

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	①引火性廃油	②引火性廃油（有害）
	全 処 理 委 託 量	2 t	0.0002 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	2 t	0.0002 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	2 t	0.0002 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き優良認定処理業者から委託処理業者を選定することとして いる。 ・委託処理業者に対しては、引き続き定期的に処理状況の現地確認を 行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除 く)	404 t	
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。		
※事務処理欄			

②計画

③感染性廃棄物	④汚泥（有害）		
148 t	0.000205 t	t	t
148 t	0.000205 t	t	t
0.106 t	0.000205 t	t	t
0 t	0 t	t	t
148 t	0 t	t	t

備考

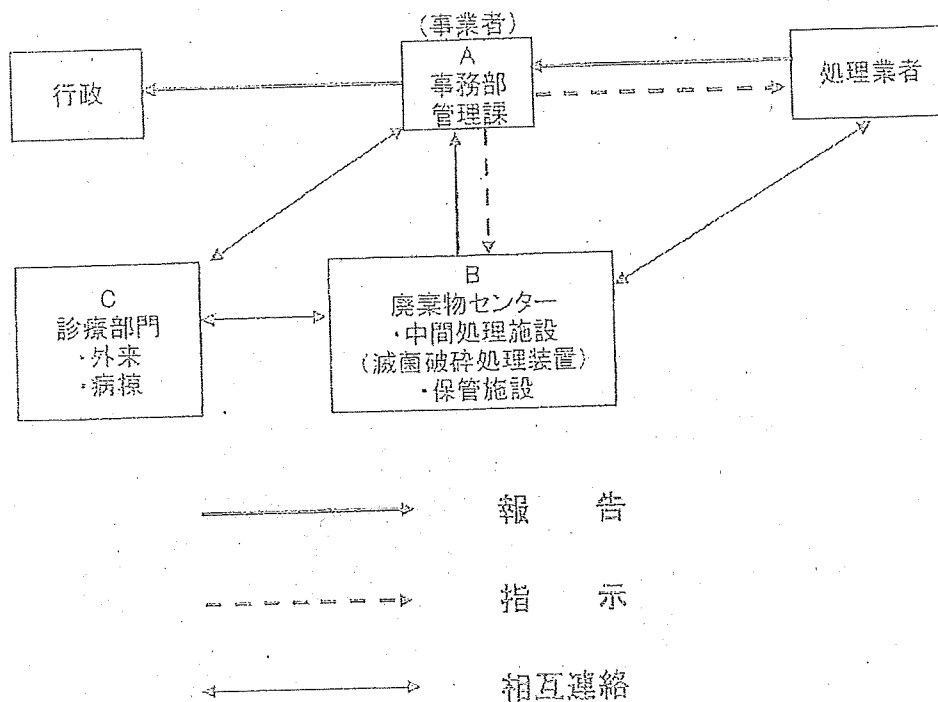
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

添付資料1 特別管理産業廃棄物処理工程

医療現場(病棟、外来)から
発生する廃棄物の種類



添付資料2 管理体制図及び各部署の役割
〔管理体制図〕



〔各部署の役割〕

部 署	役 割
A 事務部管理課	- 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 - 産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 - 処理施設(事業場内・外)の定期的査察 - 行政に対する報告等 - 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 各部署間の調整及び指示 - 廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
B 廃棄物センター	- 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 - 保管施設での保管量の把握、記録の作成等 - 中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 - 上記内容をAに報告
C 診療部門	廃棄物マニュアルに基づくゴミ分別

